

東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅における 見守りサービス支援モデル事業実施方針

31 住住民第 407 号
令和元年 6 月 6 日

第 1 事業の目的

平成 29 年 4 月に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の一部を改正する法律が公布され、同年 10 月に施行されたことに伴い、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の創設等を内容とする住宅セーフティネット制度の運営が開始された。

東京都（以下「都」という。）は、これまで、登録手数料の無料化や家賃低廉化等に係る区市町村への補助等を通じ、登録住宅の普及促進を図ってきたが、国土交通省の資料によると、高齢者の入居に対して約 6 割の貸主が拒否感を有していること、また、実際の入居制限を行っている理由として、居室内での死亡事故等に対する不安が約 2 割を占めることが示されており、都の施策の更なる推進に当たって、こうした貸主の不安を軽減することが大きな課題となっている。

このため、都は、住宅セーフティネット制度の登録住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）において、高齢者に対する見守りサービスの費用を負担する居住支援法人に対し、当該費用の一部を補助するモデル事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業において、都が公募するところにより選定した居住支援法人（以下「モデル事業者」という。）は、セーフティネット住宅に入居する高齢者への見守りサービスを行うとともに、当該サービスに係る貸主等及び入居者に対するアンケートを作成、実施し、その結果を取りまとめて都に報告する。

以上により、都は、当該報告及び本事業全体を通じ、見守りサービスの実態やニーズを明らかにするとともに、効果的な見守りサービス及び行政の関与について検討する。

第 2 事業の概要

1 名称

東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅における見守りサービス支援モデル事業

2 内容

本事業の内容は、以下のとおりとし、詳細については、別途「東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅における見守りサービス支援モデル事業事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める。

(1) 実施期間

【第 1 期】 第 1 期モデル事業者決定から令和 2 年度（2020 年度）末まで

【第 2 期】 第 2 期モデル事業者決定から令和 3 年度（2021 年度）末まで

(2) モデル事業者の募集・選定

公募によりモデル事業者を決定する。

(3) モデル事業者が行う事業内容

ア セーフティネット住宅に入居する高齢者への見守りサービスの実施

モデル事業者は、自ら又は他の事業者等を通して、セーフティネット住宅に入居する高齢者に対し、「募集要項」等に一定の基準を満たした見守りサービスを実施する。

イ アンケートの実施等及び都への報告

モデル事業者は、都と協議の上、見守りサービスの実態やニーズの把握につながるアンケートを作成し、貸主等及び入居者に対して実施する。また、アンケート結果を集計・分析するとともに、これらを基に効果的な見守りサービス及び行政の関与についての見解を整理し、併せて都に報告する。

ウ セーフティネット住宅の新規登録及び見守りサービスの利用者増加に向けた取組

本事業の実施期間中、モデル事業者は、貸主等に対し、セーフティネット住宅に係る新規登録を促すとともに、既登録住宅及び新規登録住宅の入居者に対し、見守りサービスの利用を働きかけ、アンケートの母数の充実を図る。

3 費用の負担

都は、別途定める「東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅における見守りサービス支援モデル事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で本事業に要する費用を補助する。

4 都の協力

都は、本事業の実施に当たり、住宅管理者や不動産関連団体等に対する本事業の周知・PRやセーフティネット住宅の新規登録の促進に努めるとともに、モデル事業者と連携、協力し、円滑な事業の運営を図る。

第3 スケジュール

モデル事業は、以下のスケジュールで行う。詳細については、募集要項に定める。

【第1期】	令和元年5月下旬	募集要項の公表
	6月上旬	公募説明会の実施
	中旬	応募受付
	下旬	第1期モデル事業者の選定
	7月上旬	第1期モデル事業の開始
	令和2年1月上旬	アンケート実施
	から2月下旬	
	3月上旬	都への報告（中間報告）
	令和2年度	継続予定
	令和3年3月下旬	都への報告（最終報告）
【第2期】	令和2年5月下旬	募集要項の公表
	6月上旬	公募説明会の実施
	中旬	応募受付
	下旬	第2期モデル事業者の選定

7月上旬	第2期モデル事業の開始
令和3年1月上旬 から2月下旬	アンケート実施
令和3年3月上旬	都への報告（中間報告）
令和3年度	継続予定
令和4年3月下旬	都への報告（最終報告）

第4 その他

1 守秘義務

モデル事業者及び本事業に従事するモデル事業者の従業員等は、本事業に関連し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

2 その他

この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関して必要な事項は、別に定める。